

火薬類製造施設又は火薬庫の保安検査

(施行規則第44条の2、第44条の3)

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、定期に経済産業大臣又は都道府県知事が実施する保安検査を受けなければなりません。

○提出書類

- 1 保安検査申請書
- 2 手数料 41,000円

(電子申請を行わない場合は、大分県収入証紙を金額分貼付して提出していただきます)

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部 (受付印が必要な場合は申請書を2部)